

議案第九十七号

横手地区農道整備事業の計画概要を定めることについて

横手地区農道整備事業の計画概要を定めるについて、土地改良法（昭和二十四年法律
第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年九月二十九日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



土地改良事業計画の概要

(1) 事業の目的

当農道は、6.5haの耕地と16戸の農家が受益するものであるが、現在の道路は、幅員20m前後の狭小なもので、これを改修し営農労力の節減を図り、農業経営の安定を図ることを目的とする。

(2) 事業実施に係る地域の所在及び現況

(イ) 地域の所在 東伯郡三朝町大字横手地内

(ロ) 現 況

米の単作地域で兼業農家が多く省力経営の推進のため農道の整備が急務である。

(3) 事業の基本計画

延長 422m、幅員 40mの砂利道に改修する。

(4) 工事または管理の要領

工事の施工方法

請 負

管理の方法

受益者において維持管理する。

(5) 費用の概算

事業費 4,200,000円 地元負担額 1,680,000円 反当り負担額

田 26526

畑 17688

円以内とする。

(6) 工 期

昭和48年10月から昭和49年3月まで

(7) 事業の効果

年間労力節減額 260,000円

(8) 他事業との関係

なし

(9) 計画概要図

別 記 の と お り